松田町総合教育会議設置要綱

　（設置）

第１条　町長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本町教育行政の重点的に講

ずるべき施策について協議及び調整を行い、方向性を一つにして効果的に推進

していくため、松田町総合教育会議を設置する。

　（所掌事項）

第２条　会議の所掌事項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31

年法律第162号）第１条の４第１項に規定するところによる。

（構成員）

第３条　会議は、町長、教育委員会をもって構成する。

　（会議）

第４条　会議は、町長が招集し、議長となる。

２　教育委員会は、その権限に属する事務について、協議する必要があると思料

するときは、町長に対して協議すべき具体的事項を示し、会議の招集を求める

ことができる。

３　会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、

その調整の結果を尊重しなければならない。

　（意見聴取）

第５条　会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は

学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くこ

とができる。

　（会議の公開）

第６条　会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があ

ると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他

公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

　（議事録）

第７条　町長は、会議終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するも

のとする。

　（事務局）

第８条　会議の事務局は、町長部局に置く。ただし、会議の事務を効果的に運営

するため、教育委員会にその事務局を委任できるものとする。この場合の事務

局は、教育委員会教育課に置くものとする。

　（補足）

第９条　この告示に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、町長

が総合教育会議に諮って定めるものとする。

　　　附　則

　この告示は、平成２７年４月１６日から施行する。